

## 総合事業利用料

### (1) 利用料金

\* 1ヶ月単位の定額料金となっています。( )内は1割負担の料金となっています。

\* 所得に応じて2割・3割負担となる場合があります。その場合( )内の金額の2倍・3倍の料金となります。

### 総合事業対象者(要支援認定を受けない者)

及び要支援1 月額 16,720円 (1,672円)

要支援2(総合事業対象者) 月額 34,280円 (3,428円)

### 加算(選択メニュー)

①～⑥まで、いずれも1ヶ月単位の加算料金となっています。( )内は1割負担の料金となっています。

#### ① 運動器機能向上サービス

個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供を行なった場合に加算されます。

月額 2,250円 (225円)

#### ② 栄養改善サービス

低栄養状態にある方や又そのおそれがある方に対し、管理栄養士等が看護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づきサービス提供を行なった場合に加算されます。

月額 2,000円 (200円)

※ 原則として3ヶ月を一期間として1ヶ月に2回までの請求となります。

#### ③ 口腔機能向上サービス

口腔機能の低下している方や又そのおそれのある方に対し、看護師等が口腔改善のための計画を作成し、これに基づきサービス提供を行なった場合に加算されます。

月額 1,500円 (150円)

※ 原則として3ヶ月を一期間として1ヶ月に1回までの請求となります。

#### ④ 選択的サービス複数実施加算 (I)

サービス利用中に複数のサービス(加算)を実施した場合に加算されます。

複数のサービス:(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスの中で2項目のサービスを実施。)

月額 4,800円 (480円)

#### ⑤ 若年性認知症利用者受け入れ加算

40歳以上64歳以下の初老期において疾病その他の要因により認知症を発症し、介護を要する状態(要支援者)になった方を受け入れた場合に加算されます。

月額 2,400円 (240円)

⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

施設における介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合に算定されます。

要支援1 月額 880円（88円）

要支援2 月額 1,760円（176円）

※ 体制加算は、ご利用いただく全てのご利用者に対して加算されます。

⑦ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

介護報酬の総単位数（「基本サービス費」＋「各種算定・減算された加算」）に所定係数を掛けた金額が負担額となります。

※ 全利用者様に対して加算されます。

⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所で、介護職員等の賃上げ効果の継続に資することを要件とする加算。

介護報酬の総単位数（「基本サービス費」＋「各種算定・減算された加算」）に所定係数を掛けた金額が負担額となります。

※ 全利用者様に対して加算されます。

食費

**昼食費560円**

食材料費、おやつ費及び調理に係る費用が全額ご利用者の自己負担となります。

※総合事業サービス対象でも、介護保険料の滞納等により、事業給付金が直接当センターに支払われない場合があります。

その場合は一旦、月額利用料金全額をご利用者からいただいたうえで、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日、黒部市もしくは新川地域介護保険組合の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

※上記に記載されています自己負担額は、1割負担の料金となっています。所得等に  
応じて、2割・3割負担（1割負担の2倍・3倍の料金）になる場合がございます。

（昼食費は、保険給付外の為、対象外）

（2）支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

なお、上記の料金は令和4年10月1日からの適用となります。